

【仮称】第5期旭川市地域福祉計画・旭川市社会福祉協議会第7期地域福祉活動計画骨子（案）に  
お寄せいただいた意見と旭川市及び旭川市社会福祉協議会の考え方

- 意見提出手続の期間 令和5年9月20日（水）から令和5年10月20日（金）まで
- 意見提出者及び意見数 3者（個人2，団体1）から5件

※ 御意見につきましては、原文のとおりとしておりますが、一部読みやすくするため修正等を行っています。  
また、骨子（案）の「目指す地域像」の項目ごとに整理しています。

| 意見<br>No. | 受付<br>No. | 関連する<br>目指す<br>地域像                                | 寄せられた意見   | 意見に対する旭川市及び<br>旭川市社会福祉協議会の考え方   |
|-----------|-----------|---|---|---|
| 1         | 2         | 目指す<br>地域像 2<br><br>一人ひとりが自分らしく活躍し、協力して課題解決を目指す地域 | <p>ボランティア＝自発的無償の奉仕活動と理解しています。地域福祉は地域のボランティアで担うが基本なのかもしれませんが、私は過去のアンケート（地域福祉の担い手調査、地域福祉に関する市民意識調査等）での、ボランティアに対する報酬、ボランティアポイントなどのインセンティブ供与等の意見に同感です。</p> <p>また、まちづくり基本条例・市民の役割に「市民等はまちづくりに参加し、又は参加しないことによって不利益な扱いを受けない」とあります。地区社協、民児協の活動に参加している人、特に幹部役員（会長、副会長、各部部长等）は行事計画・準備・運営、後継者の確保等に関わる負担が増しており、それが悩み、ストレスになっているように感じます。負担・ストレスは不利益と言い換えても良いのではと思いますが、参加者は不利益を被り（不利益を被る不利益）、不参加者は不利益を被らない（不利益を被らない利益）ということになり、积然としない思いを持っています。</p> <p>後継者確保、協力者への苦勞に報いるためにも、報酬が適切かわかりませんが、何らかのインセンティブが必要と思います。</p> | <p>今回の計画骨子（案）の策定に先立ち実施した地域福祉の担い手調査及び市政モニター調査の結果において、ボランティア活動の有償化やNPOなどの団体が地域住民との協力や社会資源の活用により、ビジネス的な手法で地域課題の解決を図るコミュニティビジネスを好意的に捉える傾向が見られています。</p> <p>地域活動については、基本的に活動者自身を含め住民相互の利益に繋がるものと考えますが、困っている人に対する個別のボランティア活動など、場合によっては有償化等によって活動の推進が図られる可能性があるものと思われまます。</p> <p>また、地域活動の担い手の不足や負担軽減は本計画における重要な事項の一つであると認識していることから、御意見を踏まえ今後の計画策定の検討や事業の参考とさせていただきます。</p> |

| 意見<br>No. | 受付<br>No. | 関連する<br>目指す<br>地域像                                | 寄せられた意見  | 意見に対する旭川市及び<br>旭川市社会福祉協議会の考え方  |
|-----------|-----------|---|--|--|
| 2         | 2         | 目指す<br>地域像 2<br><br>一人ひとりが自分らしく活躍し、協力して課題解決を目指す地域 | <p>地域福祉の担い手の確保には時間をかけた人のつながりが必要です。担い手とは、地区民生児童委員、地区社協役員、地区市民委員会、町内会の役員を指されているとして以下意見を述べます。</p> <p>「ICTの活用により、担い手の負担軽減やすそ野の拡大、地域活動のサポートを図る」となっていますが、ICTで事務作業、情報共有の負担軽減はできても、裾野の拡大、担い手、後継者の発掘にはつながらないと思います。</p> <p>地区民生児童委員、地区社協役員、地区市民委員会についても町内会からの人材で成り立っていますが、町内会は役員の確保もままならない状況です。町内会会員の情報が限られ、役員ができる人、役員を受けてくれる人がどこにいるかの情報もなく、これまでの町内会活動でできた人のつながりを頼りに探さざるを得ないのが実情です。まして週14時間以上活動に割くことができる等の条件が付く民生児童委員を引き受けて頂ける人を確保するのは非常に難しく、単にICTの導入で解決できるとは思えません。町内会レベルではICT環境が整っていません。</p> <p>ICTがどのようなものか具体的には把握していませんが、町内会レベルでインターネット接続可能な家庭、PC・タブレットの保有者は限られる状況です。市役所内は各職員にPCがあてがわれ、インターネット接続環境が整っているのですが、町内会レベルではその環境は整っておらず、使う人のソフト面、ハード面でもICTが有効とは言えない状況です。</p> <p>町内会長として一番の苦勞、ストレスは、町内会会員の職歴等の情報がない中、地域福祉に理解があり、役員等を任せられる人材の確保です。これがICTのアルファベット3文字で解決できるものではなく、ICTが生かせる環境もないことを理解され計画立案をお願いします。</p> | <p>地域福祉の担い手の充実については、ICTの活用のみで実現することは難しい一方で、新たな担い手確保の一助になるものと考えています。</p> <p>家族や就労等様々な事情がある中で、担い手として活動しようとする際のハードルの一つが、事務作業や情報共有に係る負担であるものと認識しています。このため、ICTの活用による負担軽減は、多世代の担い手の参加意欲の障害解消につながり得ると考えられます。また、ICTの活用に当たっては、通信機器や通信環境の整備を併せて求められるものと認識しています。</p> <p>その一方で、地域福祉の担い手の参加意欲の醸成については、負担軽減だけではなく、そもそも地域活動自体に興味・関心を持って、多様な人が参加するような取組の充実が重要と考えます。このことは御意見の「地域福祉の担い手の確保には時間をかけた人のつながりが必要」とおりであり、そのつながりの中で役員等への参加の流れを作ることが、理想的な形であるものと思われれます。</p> <p>このため、日頃の挨拶等の声かけや多世代が参加できる地域活動の実施による「多様なつながりを育む」ことを、地域福祉の推進に関わる全ての個人や団体が協働して実施することが大切であり、計画における重要な事項として明示していきたいと考えております。</p> |

| 意見<br>No. | 受付<br>No. | 関連する<br>目指す<br>地域像   | 寄せられた意見   | 意見に対する旭川市及び<br>旭川市社会福祉協議会の考え方  |
|-----------|-----------|--|---|--|
| 3         | 3         | 目指す<br>地域像 3<br><br>誰一人取<br>り残さ<br>ず、困り<br>ごとに寄<br>り添う地<br>域 | <p>生活を送る中で、経済的・精神的、家族・仕事・病気等々、困りごとは沢山あるのに、世の中にある支援がぴったりマッチしなくて困っているという人が沢山います。</p> <p>医療保険、精神保健、障害福祉、介護保険、児童福祉、生活保護、生活困窮者支援、更生保護等、沢山の法制度に基づく支援があるものの、法律に基づく制度である以上限界があります。その法制度も手が届かない、しかし支援を必要としている人々は「制度の狭間」「支援の隙間」で困っています。</p> <p>当NPO法人は現場の実践を通じ、法に基づく支援の隙間を埋めるものが必要と考えています。生きづらさがあり、仕事の手前で丁寧に準備がしたい人のため、また多様な人と共に働きたいと考えている企業、地域のために、ゆるやかに関わり、つながる場が欲しい、そしてその支援をするために、三者三様の「希望」を持ち寄れるそういった拠点づくりの必要性があると強く考えています。</p> <p>拠点においては、仕事・就労を切り口にした地域づくりに必要な情報や、課題整理のための意見交換等、ワークショップも可能な場所に発展できるものと考えています。</p> | <p>社会経済状況の変化や他者とのコミュニケーションの希薄化等により、既存の福祉サービスに該当しない困りごとを抱え支援を必要としている人が増えています。また、福祉の問題だけではなく、少子高齢化に伴う人口（生産年齢人口）の減少により、社会の様々な分野で人手不足が進行しています。</p> <p>これらのことから、単純に「支える側」・「支えられる側」の線引きをすることなく、全ての人が必要な支援を受け、その人らしく就労や社会活動に参加し、生き生きと暮らすことができる地域共生社会の実現を目指す必要があります。</p> <p>このため地域において、就労に当たり丁寧に準備が求められる人、多様な人と共に働きたいと考えている企業、そして住民の支え合い活動に関する社会資源を有する地域の三者がゆるやかにつながる機会の在り方について、全ての地域福祉の推進に関わる個人や団体が、我が事として考えていくことが大切であると考え、御意見を踏まえ今後の計画策定の検討や事業の参考とさせていただきます。</p> |
| 4         | 2         | 全般   | <p>まちづくり基本条例には市の職員の責務として、「職員は、地域社会の一員としての役割を自覚し、職務を遂行するよう努めなければならない。」と明記されています。</p> <p>本計画の概要の地域福祉の推進に関わる個人や団体の役割には市職員がありませんが、地域福祉は地域住民の参加が求められており、それを求めている市の職員として、市民の手本となるよう、福祉計画等に市職員の役割、責務を明記すべきと考えます。</p> <p>市職員の町内会不参加率2～3割、役員としての参加に消極的な姿勢で、条例、指針、計画等文書の作成だけでは市民の共感は得られないと思います。福祉関係部署、市社協、市民児協等の職員は日頃取り組まれています。まちづくりを推進する市職員としてその他の職員も行動する姿勢を見せれば、少しずつ参加する市民も増えると思います。</p>  | <p>旭川市まちづくり基本条例（以下「条例」と言います。）に規定する職員の責務については、業務上の責務を示したものではありませんが、職員も1人の市民として、条例第5条に規定する「市民等は、自らの果たすべき役割を自覚し、発言と行動に責任を持つとともに、互いの立場や考えを尊重し、協力しながら、まちづくりを進めるよう努めるものとする。」ことについて、積極的な姿勢で臨む必要があるものと考えています。</p> <p>このため、地域に暮らす全ての人と同様に、知識や経験等をもとに、自分のできることや得意なことを生かして、ともに地域を創っていく視点が求められると認識しております。</p> <p>御意見を踏まえ、以上のことを改めて念頭に置いた上で、今後の計画策定の検討や事業の参考とさせていただきます。</p>   |

| 意見<br>No. | 受付<br>No. | 関連する<br>目指す<br>地域像 | 寄せられた意見  | 意見に対する旭川市及び<br>旭川市社会福祉協議会の考え方  |
|-----------|-----------|--------------------|--|--|
| 5         | 1         | 全般                 | <p>この骨子（案）で示す計画の基本理念のもとに地域づくりや福祉の推進ができると良いと思っていました。また、骨子（案）に示す目指す地域像は、まさに現在の旭川市が抱える課題を解決に導く内容であり、これからも旭川市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）が、様々な地域課題を解決する重要な役割を担うことは疑いようがないと感じます。</p> <p>しかし、市社協について、内部異動や配置転換があまりにも頻繁で、他機関との連携に支障を来すレベルであると感じています。特に地区社会福祉協議会や民生・児童委員協議会に対しては、専門職たる福祉活動専門員が伴走しながらその支援にあたるべきものと思います。頻繁な配置転換が生じることで、地域の役職者から市社協に対して「また担当が変わった。」「誰に相談して良いのかわからない。」「すぐ配置転換されるから相談しても意味がない。」等の声を聞くことがあります。本計画を形骸化させないために、地縁組織と長く伴走できる組織体制を構築していただきたいと思います。</p> | <p>御意見のとおり、市社協が地区社会福祉協議会や民生委員児童委員の自主的な取組や活動を支え、連携や協働を図るとともに福祉に関する活動への住民の参加を支援していくことは非常に重要であると考えております。</p> <p>そのため、今後の計画策定及び地域活動の推進において、市社協と各地域が信頼関係を築き、円滑な情報共有や実情に合わせた取組を進めてまいります。</p> |